

平成 20 年度第 2 回愛媛県男女共同参画会議議事録

日 時 平成 20 年 12 月 17 日 (水) 10 : 00 ~ 12 : 00

場 所 県庁第 2 別館 5 階第 3 会議室

出席委員 13 名(敬称略)

会 長 田 中 チカ子 (財)えひめ女性財団理事長

副会長 下 田 正 聖カタリナ大学教授(人間健康福祉学部長)

委 員 大 隈 満 愛媛大学農学部教授

” 加 藤 晶 子 (社)愛媛県建設業協会女性部会長

” 亀 井 保 樹 NHK松山放送局放送部長

” 菊 池 裕 子 前えひめ女性財団常務理事

” 近 藤 智 佳 公募委員(会社員)

” 友 石 晃 由 愛媛県 P T A 連合会会長

” 早 水 恵 子 愛媛労働局雇用均等室長

” 松 尾 多美子 愛媛県小中学校長会理事

” 宮 崎 佐恵子 愛媛県漁協女性部連合会会長

” 藪 真智子 愛媛県商工会議所女性会連合会理事

” 善 本 裕 子 松山東雲女子大学准教授

1 開 会

司会 ただ今から平成 20 年度第 2 回愛媛県男女共同参画会議を開催いたします。

初めに田中会長からごあいさつをお願いいたします。

2 会長あいさつ

田中チカ子会長 皆様お忙しい中お運びいただき、ありがとうございます。

本日の会議は、この会議の役割のひとつでもございます県の施策の実施状況の調査ということで、皆様に第 1 回の会議で選んでいただきました 4 事業についてご説明を聞いて、皆様のそれぞれのお立場から、あるいは専門の分野から、特に男女共同参画という視点を

持って考えてまいりたいと思っております。ここでの話し合い、委員の方々のご意見を、担当課におかれましては、ぜひ今後の事業の展開に活かしていただけたらと願っております。どうぞよろしくお願いいたします。

司会 ありがとうございます。それでは、委員の出席状況についてご報告いたします。本日、宮崎幹朗委員、甲斐朋香委員の日程が整わず欠席されておりますが、13名の委員の皆様に出席をいただいております。定足数を満たしておりますのでご報告を申し上げます。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

資料1は 若年人材育成推進事業。

それと薄緑色の表紙のえひめ若年人材育成推進機構のリーフレットがございます。

資料2は 地域子育て支援拠点事業。

資料3は 森林管理促進等技術向上事業・森林組合における理事等への女性の登用状況。

資料4は 女性総合センター管理委託事業。

資料5は 女性総合センターの相談事業の状況。

資料6は 県審議会等における女性委員の登用状況。

資料7は 第1回会議での指示事項への対応。

以上の資料でございます。お手元に資料はおそろいでしょうか。

それでは、ここからの議事の進行を田中会長にお願いしたいと思います。田中会長より申し上げます。

3 議 事

田中チカ子会長 ありがとうございます。それでは、議事に入らせていただきます。先ほども申しましたように、本日の会議では、前回の会議において選定していただきました4つの関連事業につきまして、事業の担当課の方々から直接ご説明をまずお聞きしたいと思っております。

時間配分でございますけれども、12時までの時間の中で4つの事業をお聞かせいただくわけでございますけれども、ひとつの目安として1課25分というふうに予定をしております。そのことも踏まえて皆様よろしくお願いいたします。

それではまず、労働の分野に関しまして、皆様のお手元の資料でいきますと資料1になりますけれども、「若年人材育成推進事業」につきまして雇用対策室のほうからご説明をお

願いいたします。

雇用対策室 私、雇用対策室の室長補佐の関でございます。隣が雇用企画係長の菊池でございます。どうかよろしく願いいたします。

では、資料1に基づきまして、当室の「若年人材育成推進事業」について説明させていただきます。当事業では、愛媛県若年者就職支援センター、愛称をジョブカフェ愛workと申しますが、これを核といたしまして、えひめ若年人材育成推進機構とともに、15歳から34歳までの若者、いわゆる若年者の就職支援に取り組んでおります。

始めに、若者の雇用の現状についてご説明いたしますので、資料1ページをお開きください。まず1の完全失業率でございますが、平成17年の国勢調査によりますと、15歳から34歳までの完全失業率は9.4%でございます。全国平均の8.5%より高く、全国35位に位置しております。特に15歳～24歳までが13.0%と高くなっております。

2番のフリーター・ニート数でございますが、愛媛県のフリーター数は21,000人ございまして、これは平成16年に県独自で推計調査いたしました若年者就労意識調査研究の結果でございます。また、ニート数につきましては、平成17年度に内閣府が平成14年の就業構造基本調査を基に推計いたしました青少年の就労に関する研究調査の結果でございます。特にニートのほうは人口比で全国ワースト5位という状況になっております。

3番目が新規学卒者の就職決定状況ですが、網掛け部分が低い数値を表しております。全国にも網掛け部分はございますが、愛媛県は短大、大学では全国平均より低く、高校では高いという状況が続いておりまして、平成12年度から19年度までずっと常態化しております。全学歴をみますと19年度は96.2%となっております。売り手市場、追い風が吹いている状況がうかがえます。なお、先月、10月末時点の高校生の就職内定率が愛媛労働局から公表されましたけれども、それによりますと前年同月比1.0ポイント減の72.7%となっております。9年ぶりに70%の大台を超えた前年度とほぼ同水準という結果が出ております。なお、短大では24.6%、大学では55.2%ございまして、これらにつきましては前年比較は公表されておられません。

次に4番目、新規学卒就職決定者に占める県内就職者の割合ですが、平成19年度は高校では76.0%、短大では77.9%、大学では50.1%、全学歴で63.2%となっております。この表をざっと見ていただいて、全体的には県内への就職率が減少傾向にあるといえるかと思えます。なお、高知県の状況を聞いたところによりますと、高知県の高校生の県内就職者の割合は5割をきっておりまして、かなり県内就職率が低いということです。また、愛媛県の大学の県内就職率は50%をちょっと越えたくらいにあるわけなん

ですけれども、これは県外からの進学者が出身地に帰るためではないかと考えられています。

5番目が就職後3年間の離職状況でございますが、網掛け部分が全国平均よりも高い数値のところでございます。3年間の状況を示している平成15年度の欄をご覧ください。全ての学校区分におきまして全国平均よりも高く、以前から言われております中学7割、高校5割、大学3割のいわゆる7・5・3現象が、現状では8・5・4と悪化しております。

このように本県の若年者の失業率や離職率は全国平均よりも悪く、若年者をとりまく雇用環境は厳しい状況にあるといえます。このため、県では平成16年7月に設置しましたジョブカフェ愛workにおいて、若年者を対象に職業相談や職業適性診断に基づく、個々のケースに応じたきめ細かな支援を就職から職場定着に至るまで行うほか、若者と企業との交流の機会を提供するなど、若者の雇用対策や人材育成、企業との接点づくりを総合的に実施し、若年者の雇用情勢の改善に取り組んでいるところでございます。

続いて、資料の2ページから6ページまでを用いまして、ジョブカフェ愛workの取り組みをご紹介します。1の若年者の現状は、ただ今1ページでご説明したとおりでございます。2の県内経済・産業の現状でございますけれども、伸び悩む県内総生産、低迷する製造業、地場産業を支える人材も不足しておりますし、また開廃業率の差も大きくなってきているというような現状でございます。このような現状を受けて設置したわけなんです。ご存知のように設置場所は松山市銀天街の「GET!」4階にございまして、ハローワークプラザ松山の隣に位置しております。開所日・開所時間につきましては、平日は午前8時30分から午後7時まで、土曜日は午前10時から午後6時までとなっております。運営体制でございますけれども、今年度は27名で運営いたしております。特に四角で囲んでおりますインターンシップ開拓員、これは大学生向けですけれどもこれを1名、それとインターンシップコーディネーター1名を平成20年度から新規配置して、インターンシップの強化を図っているところでございます。それから、「愛媛労働局(併設)」と記載しておりますが、これは相談員3名を、先ほど申しました隣のハローワークプラザ松山から派遣してもらいまして、学生相談コーナーで職業紹介を実施する体制を取っているものでございます。その下がえひめ若年人材育成推進機構事務局になりまして、職員4名を県、松山市、愛媛大学、県中小企業団体中央会から各1名を派遣しているところでございます。

7の事業内容でございますが、愛workでは多種多様な支援サービスを提供しておりまして、若年者向けサービスはもとより、学校、保護者向け、企業向けサービスも提供し

ております。枠で囲んでいるところが20年度の新規事業となっております。

まず、若年者向けサービスにつきましては、2ページの下段から4ページの中段に記載しているところをごさいますて、職業相談、職業適性診断、企業と交流機会の提供、職業意識の醸成などを行っております。特に若者が個性や適性を自覚したうえで主体的に進路を選択し、社会的自立を果たす力を身につけていくキャリア教育の重要性が高まっておりますので、3ページ上段にありますように、インターンシップ制度の充実、環境整備にも取り組んでいるところをごさいます。「インターンシップへの支援」ですとか、「愛媛インターンシップ促進事業」をごさいます。また、3ページ中段以降にごさいます多様な事業を通じまして、若者と企業が出会う場、交流する場の提供に努めておりまして、両者の相互理解の促進による早期就業を図るほか、早期離職の防止や職場定着などに取り組んでおります。

次に学校、保護者向けサービスでごさいます、4ページの中段から5ページ中段にかけて掲載しております。就職ガイダンスでの講演などを通して、在学中からの職業意識の醸成に努めております。

5ページ中段以降が企業向けサービスでごさいます、企業の魅力を若者に向けて発信する企業説明会の開催ですとか、企業の人材採用力の向上支援などに取り組んでいるところをごさいます。

これらの取組みによりまして、若者、愛work、企業の3者を繋ぐネットワークの構築を進め、若者の早期就業、職場定着を支援しているところをごさいます。

次に、えひめ若者人材育成推進機構についてご説明いたしますので、リーフレットをご覧ください。5の沿革でごさいます、平成18年7月に、地域社会が一体となって若者の人材育成に取り組むことを目的に、経済団体、保護者団体、教育機関等の若者を取り巻く関係者により設立されました。平成19年度からはジョブカフェ愛workの運営主体になりまして、若者向け、学校・保護者向け、企業向けに多様なサービスを提供し、若者の就職支援に取り組んでいるところをごさいます。この機構につきましては、設立当初は44団体であった会員数は、先月11月末現在で172団体にまで増加しておりまして、若者を支援する輪が大きな広がりを見せているところをごさいます。

資料に戻りまして7ページをご覧ください。平成16年7月の開設から今年10月末に至るまでの、ジョブカフェ愛workの利用実績となっております。新規登録者数はこれまでの累計で12,485人をごさいます。相談者数は延べ26,645人、利用者数延べ277,622人、就職決定者数ですがこれが延べ6,241人となっております。これらのうち表には出ておりませんが、女性の数と割合につきましては、新規登録者数では

7,188人で57.6%、相談者数では12,493人で46.9%、利用者数はちょっと掴めておりませんで、4番目の就職決定者数は3,472人で55.6%でございます。女性の登録者数と就職決定者数は男性に比べて若干多いという状況になっております。

今後とも、えひめ若年人材育成機構とともに若年者の就職支援に取り組みまして、女性の就業促進を通して、男女共同参画社会づくりを支援してまいりたいと考えております。また、最近では雇用情勢がかなり厳しくなっておりますので、ジョブカフェ愛workの役割は大きくなるものと考えておりますので、ご支援の程よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

田中チカ子会長 ありがとうございます。それではまず、ご質問がございますでしょうか。

ニート、フリーターという人たちを対象に始まった事業ではございますけれども、今はもう非正規雇用の労働者全体に視野を広げて事業展開しなければならないし、今、大量に短期間に出てきている状態でございますし、今ご紹介いただきました統計類も今はもう通用しない数字かもしれないなと思いつつながら見たところもでございます。

皆様のほうからそれぞれのお立場で質問などございますでしょうか。藪委員さんよろしく申し上げます。

藪真智子委員 藪でございます。私、商工会議所から参っております者で、ジョブカフェ愛workにつきまして質問させていただきます。

私ども企業の側としてもインターンシップ等、いろいろと教育に関することで力をいれているわけでございます。企業側の男女の受け入れとか雇用の際の差別については徐々にいろいろと改善されていると思っておりますけれども、そのような問題で相談を持ち込む女性の方がいらっしゃるかどうか、それから若年者(15歳~24歳)の完全失業率が13%と多くなっていますのと、早期離職率でも14年卒業者から比べて大幅に多くなっていますけれども、その要因がどのあたりにあるのかも分かればご回答いただきたい。

それと、あと2つ。センタースタッフ、運営スタッフの男女の比率を教えてください。

それから、8月に予算のことでいろいろご説明を受けているんですけれども、19年度、20年度の予算は4,500万円余りでございますけれども、経済産業省の委託事業の終了に伴って21年度からのジョブカフェ自立化の財源はいかなっているか、ということについてご質問申し上げます。

田中チカ子会長 5点あったと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。代

表して質問を出してくださったような感じになりましたが。

雇用対策室 1点目の男女の雇用問題に関する悩み相談について、実際にどのようなものが寄せられているかということについてですけれども、そこまでの統計は持ち合わせておりません。申し訳ございません。実際にそれぞれの悩みに応じた相談体制は取っておりますけれども、それについては秘密部分もありますので、その辺どこまで男女差を問題とした相談なのかということまでは私どものほうでは把握しておりません。なお、確認しまして、そういった資料があるようでしたら、男女参画課を通じてお知らせしたいと考えております。

田中チカ子会長 よろしく申し上げます。あの、個人情報が必要ございませんので。

雇用対策室 それと、完全失業率が高いという点と、早期離職率が全国に比べて高いという状況でございますけれども、平成14年のときに私も統計課のほうで就業構造基本調査を担当しております、そのときになぜこんな高い数字が出るのかなと思ったりもしたんですけれども、今の雇用対策室に来て実態としてやはりフリーター数の多さとか本当に実感として感じております。個人的な感想ですけれども、自分の息子自体今年就職したところなんですけれども、自分たちの頃に比べれば早く仕事を辞めたいなというか、ちょっと仕事で悩んだらすぐにふにゃっとくるということが最近の若者にはあるのかなというのを感じているところなんですけれども。まあ、これは個人的な感想でございます。

それと、職員の男女比なんですけれども、全体の27名中11名が女性でございます。主なセンター長やキャリアプランナー、キャリアコンサルタントのうち1名は女性が占めております。

それと、来年度の事業予算の関係でございますけれども、確かに平成21年度から経済産業省の予算がなくなるということにはなっているんですけれども、来年度に向けて、県としても経済産業省に手を引かれては困るということで、国には要望をさせていただいております。加えて、このように雇用情勢が厳しくなっておりますので、経済産業省でも何らかの予算は組もうという情報も聞いております。あるいは厚生労働省の予算にしましても、このジョブカフェ愛workで取り入れられるような予算がありましたら、それを開拓して取り組んでいきたいと考えております。とはいえ、事業費的には若干落ちるかもしれないと考えられます。本県の予算としては、来年度も今年度とほぼ同額を確保するようにしております。まだ案段階ではございますけれども。そのような体制でなんとか予算を獲得したいと今手続きを進めているところでございます。

田中チカ子会長 ありがとうございます。

以上のようなご説明でございましたが、藪委員さんよろしいでしょうか。

藪真智子委員 はい。

田中チカ子会長 なかなか先の見えない、特に予算関係についてははっきり明言できないようなことも含めてお聞きしたわけですけれども、今ご説明にもありましたようにかなり危機的な状況にございますので、5年間の事業であってもそれで終了してもいいのかなということでご質問が出たように思いますので、その辺十分目配せをして事業展開をお願いしたいと思います。

相談においでになる方ですね、先ほど数字を挙げてお示しいただいたわけですが、女性と男性と相談においでになる内容についてですね、女性は特にこのような点が多いようだとか男性の場合はこうだ、それに対してうちではこのように対応しているというふうなこと、ございますでしょうか。

雇用対策室 細かい相談内容につきましては、愛workで直接やっておりまして、雇用対策室には個人情報もあって細かいところまでは来ていないのですが、総じて言えるのは、男性のほうが初歩的な部分の相談から始まる人が多い、女性のほうがご自分で勉強している。

田中チカ子会長 初歩的とは。

雇用対策室 初歩的というのは、就職するにあたって、「私はこう考えているんだけど、いいところないですか」ということを中心にくるのが女性。男性はその前、「どうしたらいいでしょうか」というようなところで、ちょっとその差があるなと話聞いたことがあります。現代は女性のほうが積極的に自分で活動して職を持つという意欲が強いという話は聞いておりますけれども。

田中チカ子会長 どの辺からくるんでしょうね。藪委員さんその辺ご存知でしょうか。

藪真智子委員 その原因はよく分かりませんが。

ただ、目的があっても地元の企業の、まあこれは企業側の責任ですけれども、門戸が非常に狭くなっているということから、どうしたらいいのかという不安な若者が増えてきているのではないのでしょうかね。来年度はもっとひどくなるのではないかと思いますので、そこらあたりで企業側の責任としても受け止めて考えていかなければならないんですけれども。

田中チカ子会長 そのあたりが離職率の高さとも繋がっていくのかなという気はしますけれども。

藪真智子委員 その離職率に対する男女の比率はちょっと知りたいなと思います。

善本裕子委員 すみません、ひとつよろしいですか。

田中チカ子会長 はい、善本委員さん。どうぞ。

善本裕子委員 すみません、とても簡単なことなんですけれども、このジョブカフェ愛workの利用実績の表をみていますと、18年度くらいまでは登録者数ですとかかかりつけ相談コーナー相談者数、利用者数とかだいたい伸びているんですけれども、その後横ばいといいますかどちらかというと減り傾向にあるようにみえます。今年は20年度ということでまだ途中ですけれども、ざっと概算すると昨年と同じくらいか、もしかすると減り傾向かなと。まあ、月ごとの推移とか分かりませんので、本当にざっとした印象なんですけれども。私は大学に勤めておりますので、学生の就職活動がいかに厳しいかということはみてよく分かるんですけれども、ジョブカフェ愛workのような施設の利用の傾向があまり伸びていないようにみえることについて、どのようにとらえていらっしゃるかと、学生とかその他の無業者層へのアピールについて考えていることがあれば教えていただきたいということでございます。

あと、これは私が表を見て感じたことの確認なんですけれども、今年はこの就職決定者数が昨年度までに比べると、かなり悪いとみえるのですけれども、やはりそういうことでしょうか。

田中チカ子会長 いかがでしょうね。2つの質問がございましたけれども。

雇用情勢とも微妙に絡んでくると思いますので。利用者数が少ないからといってよくないというふうには受け取らないんですけれども、その辺どのようにみていらっしゃいますでしょうか。

雇用対策室 今のご指摘のように、今年度の就職決定者数は昨年度に比べればだいぶ少ない状況です。電話確認とかで追跡調査をして、実際に就職できたかどうかは確認しているんですけれども、それでも若干目標に比べても少なくなっております。

田中チカ子会長 実際には様々な要素が重なって出てきている数字だろうとは思いますが、けれども。

雇用対策室 20年度10月末の就職決定者数は576人。目標は1500人と設けているんですけれども、576人という状況でございます、11月中にはこれに100人ちょっとは上積みがあったんですが、目標に比べればかなり少ない状況でございます。

先ほどいわれたように今年の厳しい雇用状況を表しているのかもしれないし、また、今年9月から急に言われたたんですよね。それが瞬く間に全国に波及しているわけなんですけれども、アメリカ発でそれが日本全国津々浦々まで波及しているような状況です。年度当初までは私どももここまで悪いとは思っておりませんでした。売り手市場でしたので。ですから、来年度に就職活動する人はたいへんですけれども、来年4月に就職する人はまだよかったので、それほど就職相談に来なくてもよかったのかなということではないかと

思います。これから世の中の状況が悪くなると相談者数は増えて、就職決定者数は伸びないということも考えられますので、そういった中でそれぞれの方に見合った相談体制が取れるようになっておりますし、ジョブカフェ愛work職員一同そのように取り組みたいと思っております。ただ、相談に応じても企業のほうに採用できる体力がなければどうしようもないので、適切に対応できるように県としてもがんばりたいと思っております。

田中チカ子会長 まあ、心意気だけではどうにもできないところもありますけれども。

善本先生、それぐらいでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。たくさんお聞きしたいことはあるんですけども、時間的な制限もございますので、以上で終わりたいと思います。本当に厳しい雇用情勢の中で事業の展開も大変だと思いますけれども、よろしくをお願いします。

また、このときには気づかなかつたけれども、という点がございましたら、事務局を通してお尋ねいただければ、事務局を通してお答えいただけるかと思えます。

ありがとうございました。

そうしましたら、保健福祉部生きがい推進局子育て支援課の担当の方にご説明をお願いします。昨年も聞き取りをさせていただいたのですが、「地域子育て支援拠点事業」ですね。これを男女共同参画の視点からということでご説明を受けたいと思います。ご準備ができましたらお願いいたします。

子育て支援課 子育て支援課の課長補佐をしております高橋と申します。こちらは担当の係長をしております土井でございます。

それでは、「地域子育て支援拠点事業」の概要につきましてご説明いたします。

この事業は、核家族化や地域とのつながりの希薄化などによる家庭や地域の子育て力の低下を背景として、地域全体で子育てを支援する基盤形成を図るために、平成5年度から国・県が事業に取り組む市町に対しまして補助金を交付する地域子育て支援センター事業としてスタートしたものでございます。その後、この事業は平成19年度に国の事業再編によりまして、「集いの広場事業」、市町が17年度から国の交付金事業として実施していたものでございますけれども、この「集いの広場事業」と統合されまして、現在の「地域子育て支援拠点事業」となったものでございます。このため、19年度の予算額につきましては対前年度で45%増と大幅な伸びになっております。

事業の内容につきましては、資料にもございますけれども、従来のひろば型とセンター型に新たに児童館型を加えた3つの形態がございまして、専任の保育士等が子育て親子の交流の場の提供や育児不安等についての相談・指導、子育てサークル等の開催、地域の保育資源の情報提供等を行うものでございます。

県におきましては、次世代育成支援対策推進法に基づきまして、平成17年に策定いたしました「えひめ・未来・子育てプラン」におきまして、地域で子どもを育む環境づくりの1つとして目標値を定め、事業の推進を図っているところでございまして、概ね順調に推移しているものと考えております。

細かい事業につきましては、担当から説明をさせていただきます。

子育て支援課 お手元の資料1ページから2ページにつきまして、比較的要点だけを整理した形で事業の概要を示させていただいております。続きまして3ページにつきましては、19年度から事業の見直しがあったわけなんですけれども、ひろば型、センター型、児童館型といった大きく3つの類型に分かれたその内容を比較できる形の表として示させていただいた資料でございます。その後4ページ、5ページに事業実施要綱。非常に字が小さくて見づらい資料となってしまいましたけれども、やはり事業ですので、事業の要綱をということで一通りつけさせていただきます。これが今回の資料となります。

では、1ページ、2ページの資料をベースとしてご説明させていただきたいと思っております。事業全体の流れにつきましては、ただいま補佐から説明させていただいたとおりでございます。まず目的でございますが、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することによって、地域の子育て支援機能、子育て力の充実に図っていく、そして子育ての不安感を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進していくといったことを目的とした事業でございます。

事業内容、職員配置につきましては、この後要綱で具体的に説明させていただきたいと思っております。事業主体でございますが、この事業については県が直接事業を実施するというものではありませんで、市町が事業の実施主体でございます。市町が事業の実施主体として事業を展開し、比較的例が多いんですけれども、社会福祉法人であるとかNPO法人、その他民間事業者等への委託実施も可能という事業でございます。

それでは、事業内容、職員配置につきましては、要綱で説明をさせていただきます。資料の4ページをご覧くださいと思います。「地域子育て支援拠点事業」の事業内容につきましては、ひろば型であれ、センター型であれ、児童館型であれ、要綱の事業内容に4点列記させていただいております。主要なところだけ説明させていただきますと、「子育て親子の交流の場の提供と交流の促進」、「相談、援助の実施」、「地域の子育てに関する情報の提供」、例えばそこに行けば分かりますよといった提供システム、それと言葉で言えば非常に堅苦しいんですけれども、よく何とか教室とかという形で運営されている「講習の実施」。そういったことをいずれの類型においても実施するということが前提となっております。

「ひろば型」につきましては、公共施設内の一部スペースを用いたり、商店街の空き店舗、その他公民館であるとか、場合によっては民家、そういったものでも構わないんですけれども、子育て親子が集う場所として適当な場所を活用して事業を行うこととなっております。開設日数につきましては、原則週3日以上、かつ、1日5時間以上。子育て支援に関して意欲のある専任の者2名以上を配置するスタイルで運営することとなっております。その他の取組みとしましては、地域の子育て力を高める取組みといたしまして、このところですが、ボランティアの日常的な受入や養成、そういった地域の人材の活用を積極的に行い、そして世代間交流や異年齢交流を行い、またちょうど今日の事業ヒアリングの目的とも直接絡んでくるようなお話でございますが、父親サークルの育成など父親の子育てに関するグループづくりを促進するといったことが事業の内容となっております。

続きまして「センター型」ですが、実施場所につきましては、保育所等、あと公共施設を使ってするとか、場合によっては市町の庁舎の中で実施するというスタイルも可能でございます。県内見渡したところ、保育所で行っているのが一番多いという状況でございます。原則として週5日以上、かつ1日5時間以上、このところは、従来からずっと同じスタイルでセンター型を運営しているわけでございます。相当の知識及び経験を有する者、保育士の資格を持っている方を現に充てられているようなところが非常に多い訳でございますが、そういった専任の者を2名以上配置して行うというスタイルでございますが、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等との連携を図り、公共施設等に出向いて地域支援活動を実施したり、必要に応じて特別な支援を要するような家庭があれば訪問したりするなど、関係機関との連携、協力により事業を展開しているというものでございます。

「児童館型」につきましては、実は県内の児童館を見渡してもほとんどが公立でございますが、もともと児童館型というのは私立の児童館で実施するものが事業採択になります。そういった関係がございまして、県内ではセンター型とひろば型の2つの類型での実施ということでございます。

資料の1ページに戻りまして、補助の関係でございますが、19年度から事業の見直しが入りまして大きく変わったわけでございますが、ひろば型、センター型それぞれ週3日以上とか5日以上というのがございました。ただ、運営の程度、週3日するのか、4日するのか、5日するのか、6日するのかといったところで、単価が分かれております。ひろば型は週3～4日型、5日型、6～7日型といったものでそれぞれ異なる単価、センター型につきましては週5日型と6～7日型といった形で分かれております。参考までですけれども、補助事業として19年度から「地域子育て支援拠点事業」と名称が変わったんで

すけれども、従来の地域子育て支援センターの時代ですね、18年度までは国の補助の枠組みというのは週5日運営というのが基本的なスタイルでございました。それが19年度から6～7日型というのが新たな単価として設定され、土日の運営というものを念頭においた補助体系に切り替わったということでございます。ただ、県におきましては、こういった見直しを図られる前の平成17年度から、県単独で、いわゆる休日開所型の地域子育て支援センターということで、モデル事業を県内いくつかの箇所で行いまして、土日も開所し、誰でも好きなときに参加できるようなシステムを作っていきたいと思いますという形で事業を構築させていただいたという経緯がございます。結果的にそれが現在の6～7日型の補助事業に結びついてきているものととらえております。

資料の2ページでございます。実施状況につきまして、ひろば型、センター型の一覧表を掲載させていただいておりますが、男女共同参画の視点で捉えたときの事業の実施状況からわかることを簡単にご説明させていただきますと、ひろば型につきまして、これは20年度の実施状況でございますが、開設日数で週7日、週6日といった記載がございます。基本的に週6日以上の開設のところは土曜、日曜いずれかは必ず開設しているということになります。ただ、週5日型や週3日型といってもこれだけで土曜、日曜開設していないと言い切れるものではございません。開設しているところもあるわけでございますので、念のためこちらから事前に各市町に現状を聞き取りをさせていただきましたところ、平成20年度ひろば型の県所管分11ヶ所、このうち5ヶ所につきまして土曜、日曜いずれかで開所している。センター型で32ヶ所のうち9ヶ所でやはり土曜、日曜のいずれかを開設しているといった状況でございます。参考までに19年度でございますが、ひろば型10ヶ所ございまして、そのうち4ヶ所。センター型32ヶ所ございまして、そのうちの8ヶ所が土曜、日曜の開設であったということです。ちなみに、これを単純に分かりやすく率に置きなおしてみますと、19年度は28.6%、20年度につきましては32.6%ということで、数字上は若干の増が見てとれたわけでございます。

ただ、事業要綱の中にもありますとおり、例えば元々の保育所本体の事業といったものですとかこういったものにつきましては、当然のことながら男女共同参画に資する事業と捉えておりまして、なおかつ、この「地域子育て支援拠点事業」につきましても、もともと地域の子育て家庭で子育てにあたる者が男親であれ女親であれ関係なく、いつでも参加できるような取組みとして事業構築されております事業ですので、念のため申し添えさせていただきます。

なお、県内の具体的な取組みを何例か参考までにご紹介させていただきます。参考までに名前をちょっと出すんですけれども、他のところがやっていないとかいうわけではござ

いませんので。例えばですね、現に土日開設されているところでございますけれども、四国中央市で委託して実施しております「親子のくつろぎスペースにこここルーム」、ここでは例えばベビーマッサージパパの日とか、パパと遊ぼうといったことで、月に1回または2回、土曜にそういった特定のテーマを設けて、参加を呼びかける取組みをしております。また、これは別のところですが、今治市で委託実施しております「山路白鳩つどいの広場」というところがあるんですけども、ここは父親も参加できる行事というのを設定しております、例えば地引網とか、芋ほりとかみかん狩りとかぶどう狩りとかいろいろそういった行事を毎月設けるなどして父親の参加を求めるということで、例えば地引網であれば参加者48名中20名が父親であったとか、芋ほりは37名中7人の父親の参加があったとかいう話を聞いておりますので、参考までにご紹介させていただきました。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

田中チカ子会長 ありがとうございます。具体的なお話も聞けました。皆様のほうからご質問はございますか。平成5年から実施してきて、平成19年度から少し変わったということでございますけれども。かなり男女共同参画という視点を意識してご説明いただいたように思います。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

そうしましたら、農林水産部森林局林業政策課の担当の方をお願いいたします。3番目の事業として「森林管理促進等技術向上事業」と「森林組合における理事等への女性の登用状況」ということで、これは大隈先生が女性の役員ができたと喜んでご報告されたのを覚えておりますけれども、まず、事業のほうからご説明いただけますでしょうか。ご準備ができたらお願いいたします。

林業政策課 それでは資料3に基づきまして説明させていただきたいと思っております。2本立てになっておりますので、1ページから4ページまでが「森林管理促進等技術向上事業」ということで説明させていただきます。5ページ、6ページが森林組合の役員登用状況ということで、班長のほうから後ほど説明させていただきます。

まず、森林管理促進等技術向上事業でございますが、現在森林の整備あるいは林業活動につきましては、杉、ヒノキ等人工林がかなり成長してきた、資源が充実してきたという中で、主にその活動は間伐等による木材生産が中心となってきております。そういった中で、担い手の育成確保ということにつきましては、森林組合あるいはそこで作業する技術者の方といった事業体の育成、技術者の育成確保といったことが中心になっているわけなんですけれども、一方で従前から自分が所有されている山を自分で管理し、自分で切り出しといった活動をされている方もございますし、また事業体に山の作業はお願いするにしても森林所有者自らが山をみて、将来の山作りに向けての様々な計画立案またそれを実行

していくといったことをされている方が現在もおられるわけでございます。本日もご説明させていただきますこの「森林管理促進等技術向上事業」といいますのは、その後者、森林を自ら所有し管理をしている方の情報提供あるいは技術の向上等の支援を目的とした事業でございます。

この事業、平成17年度から21年度にかけまして5カ年間で県単独事業として実施しております。予算的には、この事項全体としては平成20年度が166万6千円、19年度が268万7千円ということで、予算の財源が非常に厳しい中、対前年比62%ということで、予算が削減されております。

事業の内容は3本立てになっておりまして、1つ目が「普及指導協力員活用事業」でございます。実は林業も農業等と同じように、現場で林家の方に様々な情報提供あるいは技術指導を行う普及指導活動というのを行っているんですけども、普及指導活動に模範的な林家というお立場でご協力いただいている方々、現在指導林家31名、青年林業士30名、計61名の方に普及指導活動の協力をお願いいたしております。こういった方々の認定を年1回行ってございまして、その経費が認定会議の開催で4万4千円。また、そういった方々に実際の普及指導活動の現場で間伐あるいは枝打ちの講師として活動いただく、また様々な林業関係の研究会、協議会で森林所有者の代表としてご発言いただくといったことで、報償費等の36万6千円を予算計上いたしております。

2つ目の「林業経営技術習得講座」でございますが、これは現在は他のお仕事をされている方等で、退職後には自分の持ち山で林業をやりたい、また、現在も他の仕事をしながら日曜林業を行っている方、またご夫婦で林業をやってみたいというような方々を対象にいたしまして、森林経営セミナー、これは定員15名ということで年間12日間でございますが、県の林業研究センターそれから現地視察等も交えまして、セミナーや講習会を行っております。この事業費が42万2千円となっております。それからこういったセミナーを過去に受けられた方で、さらに実際に応用的な、少し高度なことを勉強されたいといった方には森林経営スキルアップセミナーということで、定員20名、年間2日間でございますが、林業研究センター及び現地で実施しております。これが23万5千円といった予算となっております。

続きまして2ページでございますが、3つ目の事業といたしまして、「愛媛県林研グループ活動支援事業」というのがございます。これは、森林所有者等林業者ですけれども、自らが課題解決に取り組むといった自主的な活動を行っておられるグループとして、現在県下に林業研究グループが72団体、計813名おられますが、その県の連絡協議会が事業の実施主体となりまして、下の(1)から(4)までの事業を行っております。これにつ

きまして、県が2分の1補助ということで、20年度で年間59万9千円助成をいたしております。

「(1)林業実践活動広報誌作成の支援」ということで、県下各地で林研グループが実践的な活動を行っておられるその内容につきまして、「やまなみ」という情報誌を作成し発行することに対しての助成経費でございます。

「(2)県林業研究グループ全体研修会の支援」ということで、毎年5月に県林研の総会、その後に代表的な事例発表や外部講師をお迎えして勉強会を開くといったことを行っているんですけれども、それに対しての助成を6万5千円しております。

「(3)後継者リーダー養成事業の支援」ということで、国や中央の団体が様々な研修会を開催したり、あるいはコンクールということで活動事例発表等の機会を設けているわけなんですけれども、これらの研修会や大会等に県林研から毎年何人かに参加していただき、他の地域との交流を図ったり、また新しい技術、知識を吸収していただいたりというようなことに対して25万8千円の助成をいたしております。これはほとんど旅費でございます。

最後に「(4)調査・実証活動の支援」ということでございますけれども、県内の林業におきまして、緊急的な課題、特に今は林業の機械化とそれに必要な道の開通ということがテーマになっているんですけれども、そういったことを林研グループの青年会議等が中心となって調査・研究、それを実証するための活動等を行っているんですが、それに12万7千円の助成をしております。以上4つの事業を林研グループが行っております。

特に林研グループにつきましては、3ページに組織図がございますが、現在単位林研が県下各地に72団体あるんですけれども、それを11地区で束ねるとともに、県下横断的に45歳までの方を青年会議ということで1会議、また女性の方の集まりということで女性会議というのを県下横断的に作っております。この女性会議につきましては、女性のみ単位林研が県下で6団体の72名と、これとは別に男性と一緒に単位林研の活動をされている方が2団体の4名おられまして、女性会議全体で8団体の76名となっております。また、この他に男性の中で一緒に活動されて女性会議に入っておられない方々が4団体10名おられます。そして、3ページの2でございますけれども、この女性会議につきましては、女性の社会活動への参画の促進を図るということで、平成9年度から16年度にかけて「林業女性グループ活動支援事業」という国の事業を導入いたしまして、各地に林業女性グループを育成してきたところです。この女性グループを母体といたしまして、平成13年4月25日に県組織としての女性会議が設立されました。そして現在は8グループ76名ということになっております。

最後4ページでございますけれども、こちらのほうに県内の林業女性グループの一覧が

ございます。東は「伯方町女性林業研究グループ(今治市)」から、南は「野村町女性林業研究グループ(西予市)」まで8団体ございます。活動状況がそれぞれ記載されているわけなのでございますけれども、地域の特性等を活かしてそれを課題として取り組まれておりまして、例えば伯方町でございましたら放置竹林等が問題となっているということで、その竹を炭にしてしまなみ海道の道の駅で販売するとか、同じように松山市の「ひめゆりグループ」なども、これは松山市の日浦地区にございます女性林研ですが、この地区も竹が繁茂して問題になっているということから、これらを何とか有効に活かせないかということで、毎週日曜日にロープウェー街で日曜市を開いて、そこでタケノコやシイタケの瓶詰め販売等を行っているような状況です。あと久万町の女性林研でしたら、長い優良材生産の歴史の中で、女性自らが枝打ちや間伐を行うということにも取り組んでおられます。内子町あたりはシイタケ、炭といったものの生産技術の向上あるいは消費拡大ということにも取り組んでおられます。八西でしたら木工品の研究開発、それと特に八西地区では小学生の方々などを対象とした森林・林業教室というものが活発に行われておりまして、そういった活動にも女性林研の方も積極的にご協力いただいております。そして野村町もシイタケの産地ということでシイタケの料理メニューの考案でございまして、また小学生を対象としたシイタケ料理教室を開催して幼い頃からシイタケの味に親しんでいただくというような活動に取り組んでおられます。

「森林管理促進等技術向上事業」の概要と女性林研につきましては以上でございます。田中チカ子会長 引き続き、女性の登用状況についてお願いします。林業政策課 森林組合における理事等への女性の登用状況についてご説明したいと思います。資料につきましては、5ページと6ページに県のここ2年間の取組状況を書いております。

まず、組合の役員についての女性の登用状況でございますけれども、そこにありますとおり平成20年9月末現在で、女性の役員は1名でございます。役員総数は281名でございますので0.4%。22年の目標は5%ということになっておりますので、281名の5%ということで、14名程度役員が誕生すれば目標は達成ということでございます。県下で森林組合が13組合ございます。あと連合会がありますので、合わせて14団体ありますが、そこでだいたい1名ずつ女性役員が誕生すれば5%の目標達成ということになるんですけども、今現在は1名ということでございます。続きまして、総代につきましては24名で0.8%。これの目標数値につきましては、22年度までに10%ということになっておりますが、現在は0.8%です。組合員数につきましては、3,997名で約10%。目標数値は10%ですので、これについてはなんとか目標は達成されている状

況でございます。

森林組合法が基になるんですけれども、森林組合法や定款におきまして、森林組合の正組合員の資格というのは森林の所有者、もしくはその後継者、という形で決められております。これが農協や漁協の組合員でしたら農業をやっている者、漁業をやっている者ということなんですが、森林組合は所有をしていないといけないという規定になっております。国がそういう規定をしている根拠といたしましては、森林の管理に最終的に責任を持つ者を組合員として、森林の保続培養をさせる趣旨から、最終的な管理責任者である森林所有者を組合員資格とすることということで規定がされているようでございます。

女性の組合員につきましては、最近、男性が亡くなられて女性が相続して所有者になれるという形で、あまり努力をしないでといいますと言葉が悪いですが、自然的に10%くらいは組合員になっておるとい状況でございます。ただし、非常に高齢の方が多い、それとどうしても森林の仕事というのは重労働で、高齢の女性の方が現実に従事するということがあまりないものですから、組合員になられた女性の方も自ずと山に対する関心がないというような面がございます。

今年初めて2月に内子町の森林組合で女性役員がお一人誕生されました。しかし、これにつきましても、森林組合の役員というのは地区ごとに定数がございまして、その定数についてその地区の総代さんあたりが、3年に1回の役員改正のときに誰を出すかということを決めていくということらしいのですが、その中になかなか女性が入りづらいと、候補になりづらいという話は聞いております。内子町の森林組合につきましても、この組合は地区推薦枠以外に学識経験者枠というのを採ってございましたので、そこからの選出という形で女性が選出されたというふうなことでございます。

今後の取組みでございますけれども、なかなか意識的なことも十分ではないので、いわゆる環境整備、あるいは啓発的なことをしないといけないということで、6ページに書いてありますけれども、女性登用のためのアクションプログラムを作成いたしまして、それに沿って自主的な取組みを行ってほしいと各森林組合に強力にお願いをしております。それから、県の森林組合の各組合長さんが集まって、系統運動という推進運動をやっておりますが、そこで皆さんが勢ぞろいした席におきましても取組みの推進を要請しております。あとは県政出前講座という形で「男女共同参画社会づくりについて」というのを、各組合で理事会の開催にあわせて実施してございまして、松山流域森林組合、内子町森林組合、久万広域森林組合で行いました。最近では森林組合の監事の研修会が9月30日にございましたが、これは監事さんだけではなく、組合長さん以下の方も来られている会なんです、その席で県政出前講座を行いまして、男女共同参画推進についての要請をしております。

す。

その他といたしましては、林業政策課におきまして、森林組合法に基づきまして、森林組合に対して年1回常例検査というのを行っておりますけれども、検査の指摘事項といたしましても女性登用の推進ということを文書で通知するようにしております。

とりとめもない話になろうかと思いますが、全体的なものとして、林業の経営意欲というものが林業全体について減退しております。1つは材価が低迷しております、例えていいますとヒノキは平成3年は3万7千円していたものが、平成20年には1万5千円になっていると、杉につきましても平成3年は1万9千円していたものが、平成20年は1万円になっている。あと、林業というものは自分で施業して木を切って出すという人もおりますけれども、なかなか重労働なので、人に賃金を払ってやってもらう、あるいは森林組合に施業を委託して委託料を払ってやってもらうというスタイルになりますので、売った材価の中からそういう賃金とかの経費を払わなければならない。そして市場へ出すと市場も手数料をとるといような形で、なかなかお金が残らない。今現在、戦後に植林した木がだんだん大きくなって、切ってもいい直径になっているんですけども、今まで植林から下刈りからかなりのお金を投資した木がやっと収穫時期を迎えているのですが、それでも切り出すと赤字になるから切り出さないほうが良いという状況があります。

ということで、女性に限らないのですが、森林所有者が組合に入っておられても、非常に関心がない、まず自分自身の山に対して関心がないから山に行かない。その結果、境界も分からない。子どもたちも山なんか相続したくないということで、例えば森林組合のほうへ買ってくれる人を探してくれませんかという話が結構ある。実際に総代になり手が無いという話もききますし、総代会というのが年1回あって、総代会は2分の1出席しないと成立しないんですが、2分の1集まらない組合も現実にはある。それは委任出席とか書面の出席とかいう形でなんとか2分の1の数はクリアして、総代会は成立しているんですけども、そういうような状況で、全般的に組合に対しての関心が薄いというような状況が生まれております。組合もそれではいかんということで、組合便りを送ったりしているわけなんですけれども、なかなか難しい状況のようです。

今回も組合に意見照会や意識の状況などを聞きましたら、やはり従来どおり女性はちょっとという意見もあるんですけども、逆に、以前から意識して女性を排除していたわけではない、なかなか男性しか役員も総代もならないのだけれども、それに対してあまり疑問がなかったというか、当たり前のこととどうのこうのと思ってなかったもので、今回ちょっと考え方をかえんといかん、というような意見は出ております。また、現実には女性も役員を引き受けてくれんよという話もききます。

いろいろ出てくるんですけども、結局は山から所得が発生しないから関心がないんじゃないのかと。儲かるということになればまた見る目も違って来るんじゃないかということとでございまして、結局はお金になるならみんな関心を持つよというような話でございませぬ。県にいたしましてもせっかく植林して大きくなった木をそのまま放っておくというわけには当然ならない。何のために今までお金をいれてきたのかということになりますし、森林整備も進まないことになります。そこで、組合が受託して施業するにしてもコストを下げる、機械を入れるなど、いろいろな形で生産コストや流通コストを下げて、木を切っただけでも収入になるという仕組みを作っていくと、うまくいかない。愛媛県の場合は小規模の森林所有者が多いものですから、面的な整備で道を作っていくとなかなかコストは下がらないということで、施業の集約化を図っていくことを進めております。その中で、女性の所有者が10%いるわけですから、所有者に施業をやりませんかという話を働きかけていく中で、やはり、組合にも理事さんがいたほうが何かと実利的にやりやすいのではないかという意見も出ております。

ちょっと話は戻るんですが、組合によってはそうやってコストダウンをしまして、木を切ってお金を所有者である依頼者へ戻すということもやっております。その際には口座振替じゃなくて現金を直接持っていき、そのほうが喜ばれるんですよという話もありまして、それをきいた他の人がじゃあうちもやってもらおうかというふうに話が広がっていくのを期待しているという状況です。森林組合というのは協同組合ですから、組合員のためにやっていく本来の仕事というのを進めていかないといけません。従来は比較的県が発注する公共事業とか国有林の事業とか、儲けとしてはやりやすい、そういった事業をしたほうが組合の経営上はやりやすい面があったわけです。組合員相手に仕事をしなくても、受注して請負契約でお金をもらってというほうが経営的な面ではやりやすいわけですから、そちらがメインになって、組合員相手の事業というのは疎かになっていた面もあり、本来の協同組合として立ち返らないといけませんということもあります。山主にお金を戻さないといけませんということで、今いろいろ努力しております。

なんとか所得が発生するような状況を作り出していければ、自ずと女性の登用ということにも繋がっていくのではないかと感じております。

田中チカ子会長 ありがとうございます。本当に厳しい状況にある林業でございませぬけれども、生産分野全体にいえることかもしれないんですけども、その中での男女共同参画、また違った切り口から、以前とは変わるかなという変り目がみえてきたかなという状況でございませぬけれども、これはこの後に説明していただく男女共同参画、女性のエンパワーメントにもつながっていくところで、役員になれなれというけれども、なり手が無いとい

う状況もあるようですから、女性が林業の分野で力をつけていくという活動も進めていく必要があるのかなと思いつながら聞かせていただきました

大隈先生から一言お願いいたします。

大隈満委員 詳細にご説明いただいてありがとうございます。詳細にご説明いただいたということは、私が少しうるさかったので反応していただけたのかなと思わないでもないんですが、たいへんご説明ありがたかったですし、女性役員が一人出たということは大変評価しております。

それで、私の申し上げたいことだけ、基本的なことだけ簡単に言わせていただきますと、これは男女共同参画会議でございますので、先ほど会長がおっしゃったように、女性の力がどのくらい経済活性化に寄与していけるかというのがひとつ大きなポイントだと思うんですが、今のこの話にそれをひきつけますと、日本の林業をどうするんだという話がまずありまして、その中で女性は日本の林業の将来にどれだけ貢献できるのかというところが基本だろうと思うんですね。従って、森林組合の役員のパーセンテージというのはそのひとつの表れに過ぎないわけで、私が最初これをみたときにおかしいと思ったのは、協同組合という名前の下にみんな10%一律の目標を掲げておいて、増えない増えないと言っているのは変じゃないかと申し上げたわけです。今ご説明にあったように森林組合というのは他の協同組合とちょっと性格が違うわけで、所有者が組合員になっていると。そういう関係から歴史的に女性の参画が難しいというならば、林業を興すために森林組合以外のものについて、女性はこういう参画をして、そこのパーセンテージを上げていくんだという指標が林業についてはあってもいいんじゃないかと思ったわけです。林業の組合が難しいからパーセンテージが上がらねえというんじゃないで、話は逆で、今のところはそういう話はございませんが、林業活性化するために女性をこれだけ参画させたい、そのための指標は林業の場合は森林組合以外にもこれこれがございますと、今度はそれを指標として付け加えますというようなお話があってもいいんじゃないかなと、これは今後の話です。

それから、森林組合儲からんとかありまして、これはうちの農学部でございまして、私もいろいろ聞いております。森林組合自体も大変な事態ですし、今ご説明のあったいろいろなお話は農協の中でも起こっておりますが、ただ程度がちょっと違うということですね。それで、所得が増えていけば女性が参画してくるという話が最後あったわけですが、話が逆で、女性が参画していくことによって所得が増えていくという工夫はできないものですかということが、次の課題として私が提起したいことです。

そして、例えば内子のグループはシイタケですが、ご案内のとおり観光カリスマになった野田さんはシイタケの農家です。そこから「からり」をあそこまで発展させた、そして

今名誉会長となられていますね。だからいろいろ指標の見方というのはあるはずですが、それから、森林組合たいへんだということですが、例えば西条市では、今、食品のほうで応用されたクラスター事業を林業のほうで適用できないかということで、西条市の外郭団体の「サイクス」がいろいろやっております。うまくいくかどうか分かりませんが、私が聞いた話では石鎚の組合というのは他の森林組合よりはしっかりしているということのようなので、もしかしたら上手くいくかもしれないと。例えばそういう将来への展望のつけ方とか、いろいろ工夫の余地があるんじゃないのかな。

非常にたいへんなのは分かりますが、せっかくの男女共同参画会議で、せっかく女性が男ども頼りにならんから力貸しちゃうわとおっしゃるとるわけなんで、ぜひ将来に向けているんなことを考えていただけたらありがたいなということです。以上です。

田中チカ子会長 ありがとうございます。いかがでございましょうか。今日せっかくヒアリングに来ていただいたのですから、そういうのをお土産に持って帰っていただけたら。発想の転換といいますか、お金になれば女性もというのではなくて、女性が参画してお金になる林業に育てていくといいますか、盛り上げていくという発想はいかがなものかというようなご意見だったように伺いました。

ありがとうございます。たいへん具体的だったと思います。他にございますか。

担当課のほうから何かございますか。

林業政策課 農産物の産直施設の例で、女性のパワーを契機としてやっていけないかというふうなお話だったのではないかと思います。それにつきましてはなかなか農産物ほどは林産物は種類がないとか、すぐにはできない難しい点もあろうかと思いますが、シイタケ等につきましても価格が従来4千円くらいだったのが、今5千円に上がっておりまして、県も増産のための支援の予算措置もしておりますし、作るだけじゃなくてそれをどうやって商品化して、女性の力をもってやっていくかということは非常に大事なことだと思っております。こういう女性の林研グループ等とも連携いたしまして、材価が低迷しているのなら、それに代わるものをみつけていくとか、いろいろな発想で取り組んでいかなければならないと考えておりますので、今後もよろしく願いいたします。

田中チカ子会長 お忙しいところありがとうございました。以上でございます。

時間のせまる中で、非常に具体的なお説明をしていただきました。

そうしましたなら、最後のヒアリングに移りたいと思います。場合によれば5分くらい会議全体がはみ出すかもしれませんが、それもお含みおきの上お願いいたします。

それでは最後、お願いしたいと思います。「女性総合センター管理委託事業」、それから「女性総合センターの相談事業の状況」につきまして、ご報告をお願いいたします。では

まず男女参画課から。

男女参画課 男女参画課事業係の担当係長の三好と申します。よろしくお願いします。

女性総合センター えひめ女性財団相談係長の川合でございます。よろしくお願いいたします。

男女参画課 それでは、先に「女性総合センター管理委託事業」についてご説明させていただきます。

それでは資料4の1ページをお開きください。「愛媛県女性総合センターの概要」でございますが、愛媛県女性総合センターは、ご承知のように松山市山越町にございます、女性の社会参加の促進や能力の開発等を通じまして、男女共同参画の推進を図ることを目的とする施設でございます。併設されております愛媛県消費生活センターとともに昭和62年11月にオープンいたしました。今年で21年目になります。センターでは、この設置目的を達成するため、研修及び相談を実施いたします他、各種の行事や集会に必要な施設の提供、さらには「配偶者暴力相談支援センター」としての業務を実施しております。また、「愛媛県男女共同参画推進条例」に規定されております、「県民等及び市町による男女共同参画の取組みを支援するための拠点施設」としての位置づけもございます。

センターの管理運営につきましては、資料の「6 運営」にありますとおり、平成18年度から指定管理者制度を導入いたしまして、現在、財団法人えひめ女性財団を指定管理者に指定して業務を行っております。なお、現在の指定管理者は平成21年3月末で期間が満了いたしますが、次期指定管理者につきましては、先の12月定例県議会で、財団法人えひめ女性財団を指定管理者に指定することにつきまして議決をいただき、昨日12月16日付けで告示したところでございます。指定期間は平成21年4月1日から平成26年3月末までの5年間でございます。

平成20年度の予算額は右上のところ、6,348万2千円でございますが、内訳は、指定管理者への委託料が6,320万円ほど、その他は火災保険料ですとか次期指定管理者の選定に要します事務経費でございます。

続きまして2ページをお願いします。「指定管理者による業務実施一覧(平成20年度)」でございます。今年度、女性総合センターで実施しております業務を記載したものでございまして、内容といたしまして1番から7番までを挙げさせていただいております。

主なものといたしましては、まず「研修・啓発」ということで、「エンパワーメントカレッジ」がございます。エンパワーメントというのは先ほど会長さんからお話がございましたとおり「力をつける」という意味でございます。これは、男女共同参画の理念に基づきました学習を促進しまして、県民の男女共同参画社会形成の意識高揚を図るということで、

女性総合センターでは5つの講座と公開講座を実施いたしまして、あるいはまだ実施予定のものもございます。講座の概要につきましては、資料に記載しておりますので、お目通しいただければと思います。説明は省略させていただきます。なお、このうちの公開講座につきましては、先日12月7日に、ベストセラー『女性の品格』でみなさんご存知と思いますが、昭和女子大学学長 坂東眞理子さんを講師にお迎えして開催いたしまして、好評を博したところでございます。

3ページをお願いします。「(2)地域エンパワーメントカレッジ」でございます。これは、女性総合センターで開催しておりますエンパワーメントカレッジに継続して参加することが難しい、南予、東予地域の方を対象として開催しているものでございます。講座の内容は、男女共同参画の視点からの学習という点ではエンパワーメントカレッジと同じでございますが、女性総合センターで開催いたしますエンパワーメントカレッジですとか、前の年の受講者のご意見などを参考にしながら、いろいろな分野から学習内容を設定しております。平成20年度につきましては、7月に大洲市、9月に今治市で開催いたしております。

続きまして、「2 相談」とございますが、この業務につきましては、後ほど女性総合センターから具体的な状況の説明がございまして、男女共同参画につきましても一般的な相談ですとか、ドメスティック・バイオレンス、いわゆるDVと呼ばれる配偶者からの暴力に関する相談を受け付けております。

他には「3」以降にありますように、図書とかビデオ、DVDの収集ですとか貸し出し、あるいはロビー展の開催という形で女性の文化活動とか地域活動等への援助を行う、あるいは男女共同参画推進委員の補助業務、あと施設の維持管理ですとか利用許可といった業務がございまして。

最後に4ページをご覧ください。これは、女性総合センターのホームページのトップ画面でございます。説明は3ページの最後でございますが、「利用促進」の業務でございまして、インターネットで施設や事業の概要を閲覧できるようにホームページの管理を行っております他、施設の利用案内や相談案内のチラシをつくりまして、お配りする、あるいはセンターに設置しております。

以上で、愛媛県女性総合センター管理委託事業につきましてもご説明を終わります。田中チカ子会長 続きまして、川合さんのほうから。女性総合センター はい。それでは女性総合センターの相談事業の現状についてご報告いたします。それでは資料に沿って、簡単に説明させていただきます。

まず、「女性総合センター相談件数年間推移」とあります1ページをご覧ください。総相

談件数は年々増加しておりまして、平成14年度というのは配偶者暴力相談支援センターの機能がついた年です。この平成14年度と比べて、平成19年度が3.25倍になっております。右の図、折れ線グラフをご覧ください。「DV被害者相談件数の推移」も平成14年を機に急激に上がっており、現在はほぼ女性総合センターのキャパシティいっぱいというような状況で、だいたい横ばい状態となっております。今年度は先週の12月12日時点で249件のDV被害者相談を受けております。ちなみに相談実施日数は211日です。

2ページ目に移ります。19年度と20年度の同期でどのような変化があるか比べた表です。昨年同期に比べ約200件相談件数が増えておりますが、これは主に相談内容分類「01 症状・問題行動」という分類があるんですが、この増加によります。うつ病や心身症、進行性の難病などを患うリピーターからの相談で、一般相談の約3割、多いときで4割に達しております。このリピーターの相談の問題についてはスーパーバイザーの指導を受けながら対応しております。それから「05 仕事」の分類に関するところですが、昨年度同期の1.58倍となっております。内容としては、失業、解雇、労働条件、事業評価に関する相談が主になっております。

3ページ目に移ります。ここで、言葉の使い方の説明を一言加えます。まず「DV相談」、これは被害者からの相談で、恋人や同棲関係を含んでおります。それに対して「うち支援センター本人」とある区分は、この「DV相談」の内数になりまして、配偶者間、これは事実婚を含んでおりますが、配偶者間に限ったDV被害者相談を取っております。これは厚生労働省に提出する数字の関係で、このような2段構えの数字になっております。

「(2) 暴力の加害者および内容」とありますが、これは例年だいたい同じような傾向が続いております。この全相談件数の約6割に複数の暴力の介在を確認しております。厚生労働省の調査によると約7割という数字が出ておりましたけれども、近い数字ではありません。

「(3) DV被害者の年齢」、ここで10歳代がゼロになっております。平成19年度には1件、平成18年度には2件ありましたが、いずれも社会人でした。それと以前高校の先生から家庭内に暴力があるという生徒のケースを相談されたということがございますが、女性総合センターはどうしても成人女性を対象にしているというイメージがまだ強いのではないかと考えております。

「(4) DV被害者の地域、職業」について、被害者の経済的自立は依然として低い状況です。私どもが聞いている範囲では、パート収入5、6万が多い、多くて10万円。自立が非常に難しいということで相談に来られます。逆に職業を持っている場合はどうかとい

いますと、離婚に向けての行動がとりやすいというメリットはあるんですが、中には夫のギャンブル依存の多額の債務を抱えているような極めて困難なケースも入っております。

「(5)本人・通報、離婚、高齢者、デートDV」という表ですが、通報者は圧倒的に親族や友人が多いです。その方々に対するDVに対する知識の浸透を感じております。被害者の約半数が離婚を希望しております。センターでは離婚調停等で不利にならないように被害者には積極的に法的な支援を提供しております。情報提供の場合もあれば、法律相談にご案内するといったケースもあります。デートDVについては、一応今日は事例は持ってきたんですが、もし時間があればご紹介させていただきます。今後の大きな課題で、非常に深刻なケースを認めております。学生さんに関しての相談はないんですが、社会人のデートDVで、非常に深刻で、保護命令が使えませんので、ストーカー規正法等で対応するようにしております。それから高齢者のDV相談件数が少ないというのは1つ考えられる理由として、以前は社会福祉士さんとかケースワーカーからの具体的な対応についての相談が年に数件入っていましたが、その辺り、現場での支援体制が整ってきたのではないかと思います。現状としては私どもと福祉事務所とか地域包括支援センターとの連携が非常に上手くいっていると考えております。

次4ページに移ります。これは代表的な事例を順不同で書いております。全国的に同じような報告がありまして、地域による差はないと考えております。最近特に、加害者が、例えば職も失い、何か生活への意欲も失い、捨て鉢になっている、そして身体的暴力を妻に振るうという非常に危険なケースも出てきております。それに対して、妻が気がつかないうちに包丁を持って対峙していたというような相談も入っております。被害者の安全の確保に私どももたいへん神経を尖らせております。

ひとつ、ご紹介なんですが、警察との連携状況、平成19年度1年間で11件、具体的な情報提供の下に連携してまいりましたが、今年度は4月から10月までで11件、警察との連携をしております。

それから、子どもを巻き込むケースとして、DV被害者自身が児童虐待の加害者となるというのは常々報告されているんですけども、これも後を絶ちません。ひとつご紹介します。中学生の息子、これが母親とともに長年暴力を受けておりました。あるとき、その息子が母親を殴りました。そして言いました。「母さんも僕たちに手を出したじゃないか」と猛烈に抗議したんです。そしてその子どもの言葉を聞いて、母親は初めて自分が何をしたのか、自分に起きた状況を認識することができて相談に訪れた。

もう1点は、暴力に対する感覚が麻痺してしまった事例。これは30歳代の息子さんです。父親が木刀を持って母親を追いかけまわす、というふうにもまず息子さんが相談に見え

られました。そして啓発のパンフレットをみながら、ずっと暴力が身近にあったので、それが暴力とは感じなかったと初めて気づいた、ということで、母親、被害者の相談に結びついたという例です。

それから、全体的に身体的暴力は横ばい傾向です。ところが、精神的暴力は増加傾向が見られます。数字は5ページをみていただきたいんですが、実際に暴力の内容としては主訴、主たる暴力で1つだけ出しておりますので、どうしても身体的暴力のほうが先に出てしまいます。そこに隠れている状況を言葉でお伝えします。

精神的暴力に増加傾向があります。平成18年度の同期と平成20年度の同期を比べてみますと、身体的暴力は0.96倍、約1倍、横ばいです。精神的暴力は1.3倍になっております。ところが、即介入が必要となる危険度の高いケースは減る傾向にある、これは5ページの左下の表です。危険なケースの割合が低くなっている、この理由を考えると、初期段階でのDVの発見と適切な介入が行われるようになったのではないかと考えております。これは取りも直さず、啓発活動の成果があがっているということです。それともう1点、加害者側が犯罪行為になるということを意識的に避けて、精神的暴力に切り替えている可能性があるかと私どもはみております。

それから、右下のDV以外の女性に対する暴力に私どもは少し危機感を持っております。現在まで62件の相談が寄せられております。

次の6ページ、7ページにつきましては、配偶者間に限った暴力相談の状況ですので、説明は省略いたします。8ページは、「保護命令発令件数及び保護命令の申立てを躊躇する事案」ということで、紹介させていただいております。

最後にお手元には資料をお届けしていませんが、30代のある被害者のアンケートについてご紹介します。これまでに何度もあると答えてくれた内容です。パートナーに恐怖を感じる、パートナーから侮辱されたりののしられたりする、パートナーに外出や交友を制限される、パートナーの言うとおり自分は無力でだめな人間だと思う、パートナーと別れようと思ったが別れられない、経済的な不安がある、考えがまとまらない、集中できない、忘れっぽい、決断力が落ちている、眠れない、動悸・冷や汗・寝汗がある、憂鬱で楽しめない、自分さえ我慢すれば家庭は上手くいくと思う、酒やタバコや安定剤の使用量が増えてきている、これは実は男性被害者なんです。女性と全く同じことが男性にも起きているということです。

以上です。ありがとうございました。

田中チカ子会長 女性総合センターの相談現状からのご報告でした。ありがとうございました。2つに分けてご報告いただきましたけれども、たいへん深刻な問題をはらんだ内容

でございました。

皆様のほうから、時間は迫っておりますけれども、この点はどういうご質問、ご意見ございますでしょうか。

県から指定を受けまして、運営している女性総合センターでございます。私のほうから申し上げるのもあれですけれども、ほんとうにがんばっております。そういうことも検証の1つかと思ひまして、付け加えさせていただきます。

川合さんのほうから付け加えたいことはありますか。もし、できればこういうことがあったならば、もっと支援の内容が充実するといったことがあれば。

女性総合センター いったんDVが起こってしまったら、それに対応するソーシャルサポートもいるし、お金もいるし、長い長い時間、数年程度じゃないんですね、10年を越えてもまだ支援が必要、そういう状況になっておりますので、まずは起こさせない。事前に若い世代、大学生よりももう少し若い世代、高校生や中学生からでも早くはないと思います。暴力はだめなんだというようなメッセージを大人から繰り返し、巻き返し発信していただきたいと考えております。

田中チカ子会長 ありがとうございます。このことについては担当課のほうから、今年愛媛大学と提携されてなされた事業がございますね。それを一言加えていただきましょうか。

事務局 デートDVという言葉がありまして、今、川合さんからお話がありましたように、若い世代に向かって啓発活動をしていくことが最も効果的だという認識で、今年から大学生向けの講座を開催するようにしています。デートDVを中心としまして、併せて男女共同参画の話と2つセットでするようにしています。これは今年度から始めまして、県内9つの大学を一巡してまわる予定にしています。

田中チカ子会長 ありがとうございます。以前に菊池委員さんからも、大学ではなくて、もう中学、高校から始めるべきだというようなお話がございました。これからは予防に力を入れていく必要があることだと感じております。

他にございますでしょうか。

県政全般に男女共同参画の視点を持って事業を展開するということがございますけれども、今日は特にその中から4事業を皆様から選定していただきまして、ご説明を聞きました。どうぞ担当課におかれましては、今日のヒアリングを機会にまた一層のご努力をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、先ほど申しました5分になりましたけれども、もう1つその他のところで、事務局からご報告をいただきたいと思ひます。

事務局 男女参画課から2点報告をさせていただきます。最初に資料6をご覧くださいと思います。資料6は「県の審議会等への女性委員の登用状況（平成20年10月1日現在）」ということで、女性委員の登用率が40.4%になりました。平成22年度末までに40%以上とするという目標を掲げてずっと努力してまいりましたけれども、今回初めて40%を越えました。目標より2年6ヶ月前倒しということで大変喜んでおります。今後これが下がらないように努力したいと思います。3ページをご覧くださいんですけども、上にグラフがありますが、平成11年に15.8%という数字があります。平成11年1月は、加戸知事が就任したときです。そこから右肩上がりに伸びておりまして、特に加戸知事が熱心に男女共同参画を進められてきた成果だと受け止めております。

2つめの報告ですが、資料7をご覧くださいと思います。資料7は前回の会議において、指示がありました事項への対応です。指示事項の1つとしましては、関連施策を整理した表の中で、国の補助事業がどのくらい入っているのかというのが分かるようにしてほしいというのがありましたので、括弧書きで国庫補助額を明記しました。2つ目に、掲載事業の中で特に大きく予算の変動のあった事業については、その増減理由を明らかにしてほしいということがありましたので、予算額で500万円以上の増減が生じた事業につきましては増減理由を明記しました。1ページ以降に関連事業を整理して、そういった表記を付け加えさせていただきました。以上でございます。

田中チカ子会長 これはご覧になっていただく資料ですね。

事務局 個別の説明については今日は省略させていただきます。

田中チカ子会長 よろしく申し上げます。

いただいた議題はこれで全部終了いたしました。皆様のご協力を得まして、超過が8分くらいでございますけれども、ありがとうございました。

進行を男女参画課にお渡ししたいと思います。よろしく申し上げます。

司会 田中会長さん、委員の皆さん、ありがとうございました。

以上をもちまして、第2回愛媛県男女共同参画会議を終了いたします。ありがとうございました。